

沼津市立病院特定行為研修eラーニングコンテンツ等賃貸借 契約候補者選定に係るプロポーザル 公募仕様書

1 概要

医師の働き方改革におけるタスク・シフト/シェアの推進を図るとともに、看護職員の能力向上による医療の質の向上を図るため、当院における看護師の効果的かつ効率的な研修実施・管理に資するeラーニングコンテンツを供給すること。

2 コンテンツの種類と内容

(1) 特定行為研修eラーニングツール

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）」並びに同省令の施行等に関する厚生労働省医政局長通達（医政発0317第1号）で定める基準等に適合する研修が履修可能であること（令和6年4月開講を予定）。

なお、区分別科目については、次に掲げる領域別パッケージ研修の履修が可能であること（想定期間：6ヶ月）。

- ① 術中麻酔管理領域
- ② 集中治療領域

(2) 看護手順学習・看護知識習得eラーニングコンテンツ

看護手順書と技術解説動画により看護手順の学習が可能であり、医療及び看護関連の講義動画により看護職員のキャリアに応じた知識・技能習得が可能であるもの。

なお、内容については最新の情報に適宜更新されること。

3 各コンテンツの利用に伴う前提

- ・研修等の管理者及び受講者がインターネットを經由してウェブサイトに接続し、各コンテンツを利用する。
- ・研修等の管理者及び受講者の責任と費用において、利用環境に応じたセキュリティ対策を講じる。

4 その他

- (1) 契約候補者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約候補者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、必要に応じて当院及び契約候補者が協議の上、誠意をもって対応する。